

大島町開発総合センター使用料減免措置運用基準

大島町開発総合センター条例施行規則第8条の規定による使用料の減免措置は、次の基準により運用しています。なお、この基準に該当しないもので必要と認められるものについては関係課と協議の上措置することができます。

- ① 町の業務及び主催・共催に関わるもの、または学校等、町の設置する機関が規則別表のうち必要な実費のみについて負担する。
- ② 免除できる場合は次のとおりとする。ただし、規則別表に定めるものについては適用しない。
 - (1) 町が後援する催しに関連して使用する時。
 - (2) 町以外の官公庁が使用する時。
 - (3) 婦人会、青年会等社会教育団体、老人クラブ、社会福祉団体及びこれらに類する団体が公益のために使用する時。
 - (4) 観光協会、商工会及びこれらの類する団体が公益のために使用する時。
- ③ 減額できる場合は次のとおりとする。ただし、規則別表に定めるものについては適用しない。
 - (1) 農漁業共同組合及びこれらに類する団体が公益のために使用する時。
 - (2) 音楽・文化サークル、スポーツ・レクリエーション団体等が練習（スポーツを除く）や会議。

【別表】

付 帯 設 備 等	金 額
舞台照明設備	1回 4,190円
音響及び映写設備	1回 2,090円
ピアノ	1回 2,090円
展示パネル板	1日1枚 200円
テーブルクロス	クリーニング代実費
舞台照明設備・音響設備取扱操作料	1人 23,020円
椅子等配置収納費	実費

※椅子等配置収納費

- 椅子 100脚まで2,550円 以降50脚ごとに770円加算
- テーブル 20台まで1,640円 以降10台ごとに820円加算

附則

この運用基準は昭和59年1月31日から施行する。

附則

この運用基準は平成29年6月20日から施行する。

附則

この運用基準は令和元年年10月1日から施行する。